

【 伝わることってとても大切  
そして楽しくて、あったかい 】



～手話に関するエピソード紹介～

Aさん(聴覚障害者)

「昔むかしあるところに…」そんな絵本の  
情景が手話で語られたら、昔の私はどん  
なに幸せだったろう。

聴こえない子にはまず手話を!  
手話によるコミュニケーションが言葉や文  
章力を育ててくれます。

Bさん(聴覚障害者)

両親の意思で人工内耳を装用し普通学  
校に通った私。でも、手話を使って生き活  
きと自分らしく生きている仲間たちと出会  
い、手話で自分の気持ちを表現できる喜  
びを知り、自分らしく生きられる居場所を  
みつけられた気がしました。

Cさん(聴覚障害者の保護者)

原因不明で聴こえなくなった我が子と乳  
幼児教育相談に通い、6歳の春、県立ろう  
学校に進学することを決めました。

いろいろなことに興味を持ち、自分の考  
えをはっきり主張できる子になったのは、  
手話をコミュニケーション手段として、仲間  
と一緒に育つ環境があったからだと思い  
ます。選択は間違っていなかったと確信し  
ています。

## 相談・療育機関

### <当事者相談・こころの相談>

【機関】長崎県聴覚障害者情報センター

長崎市橋口町10-22(3F)

TEL 095-847-2681

FAX 095-847-2572

【内容】聴こえないことの悩みや苦労を  
一番わかるのは当事者です。  
センターでは当事者による相談や  
専門家による相談(要予約)を  
行っています。

### <子どもの発達・健康に関する相談>

【機関】諫早市健康福祉センター(母子保健担当)

TEL 0957-27-0700

FAX 0957-27-0717

### <就学に関する相談>

【機関】諫早市教育委員会学校教育課

TEL 0957-22-1500(市役所代表)

FAX 0957-22-9137(教育委員会)

### <乳幼児教育相談(0歳児から)>

【機関】長崎県立ろう学校

大村市宮小路3丁目5番5

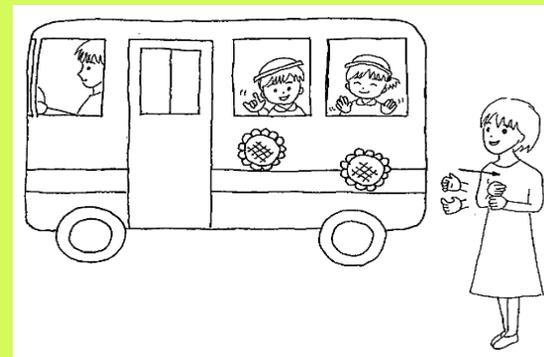
TEL 0957-55-5400

FAX 0957-55-5410



# 聞こえない 聞こえにくい こどもの保護者の方へ

手話で豊かな  
コミュニケーション



このしおりは、聞こえない・聞こえにくい  
こどもに対する、相談窓口や療育機関、  
支援制度をまとめたものです。  
遠慮なく気軽にご相談ください。

## 諫早市障害福祉課

TEL 0957-22-2366

FAX 0957-24-0901

## 補聴器について

### <軽度・中等度難聴の場合>

⇒身体障害者手帳の交付対象でない方  
補聴器購入額の2/3が補助されます。

例) 耳かけ型補聴器

(基準額) 52,900円×2/3=35,000円

#### 【対象者】

- ・県内に住所を有していること
- ・保護者が市内に住所を有していること
- ・両耳の聴力レベルがそれぞれ30db  
以上であること
- ・補聴器の装用により、言語の習得など  
一定の効果が期待できると医師が判断  
していること

### <高度難聴の場合>

身体障害者手帳の交付対象となる高度の  
難聴者には補装具として、補聴器が支給  
されます。

原則として利用者負担は1割です。

(所得に応じた上限額あり)

#### 【身体障害者手帳交付に必要なもの】

- ・身体障害者手帳交付申請書
- ・指定医師による診断書
- ・写真(上半身、脱帽、正面、1年以内  
タテ4cm・ヨコ3cm)
- ・印鑑

相談・手続きは、障害福祉課へ

## 人工内耳について

人工内耳は、補聴器の装用効果がほとんど  
認められない方が対象となります。

身体障害者2～3級の方が該当になります。

人工内耳をしても、会話の理解には長期の  
訓練が必要です。主治医とよく相談をされてく  
ださい。

人工内耳の手術は「育成医療」として、  
指定医療機関で受けることができます。

原則として医療費の自己負担は1割です。

## その他の支援制度について

### <医療費の助成「福祉医療」>

身体障害者手帳1～4級に該当される方は、  
公的医療保険の対象となった医療費の一部を  
受給できます。

\*上記に該当しない場合でも、中学生までは  
「子ども福祉医療」の対象となります。

### <手当>

障害の程度により「特別児童扶養手当」や「障  
害児福祉手当」の支給を受けることができます。

相談・手続きは、障害福祉課へ

## 手話について

聞こえない子どもは言葉を覚えるのが遅い  
と言われますが「言葉」は音声だけではありま  
せん。

手話は、思ったこと、感じたこと、考えたこと、  
見たこと、知ったこと、わかったこと、何でも伝  
えることができる「目で見る言葉」です。

視線、口の開け方、まゆ毛の上下、ほっぺた  
のふくらみなどの表情を変化させることにより、  
豊かな感情も伝えることができます。

聞こえない子どものまわりに「手話」があれば、  
聞こえる子どもと同じように自然に言葉を  
身につけることができます。

たとえ人工内耳や補聴器を使っても、  
手話や顔の表情やうなづきなどを使って、子  
どもと豊かなコミュニケーションをとることはと  
ても大事なことです。

諫早市は「諫早市手話言語条例」を制定  
し、「手話は言語である」という認識に基づき、  
手話を必要とする人が手話を使いやすい環境  
づくりに努めています。

手話を学んでみたい、実際に手話を使って  
いる人の話を聴きたいという方は、障害福祉  
課にご相談ください。

